

新潟市健幸づくり応援食品
認定食品マーク
ヴィジュアル・アイデンティティ
デザインマニュアル

CERTIFICATION MARKS
VISUAL IDENTITY DESIGN MANUAL



保護エリア

REGULATIONS

一貫したイメージが発信できるように認定食品マークの同一平面上に他の文字情報や図柄がある場合に



保護エリア 2

REGULATIONS

一貫したイメージが発信できるようにロゴマーク等の同一平面上に他の文字情報や図柄がある場合には、保護エリアを最低限確保し、この範囲内には何も表示しないでください。

商品パッケージなどに使用する場合(背景に色や柄のある場合)



最小使用サイズ

REGULATIONS

小さなサイズで使用する場合、ツブレなどが生じイメージを損なったり、認定食品マークとして認識できなくなったりすることがあります。下記のサイズ以下では使用しないでください。

商品パッケージなどに使用する場合



商品パッケージなどに使用する場合(背景に色や柄のある場合)



使用禁止例

REGULATIONS

下記は、使用禁止例です。ここに示した使用禁止例は一例であり、このようなことが起こらないよう十分注意してください。



保護エリアに絵柄や文字などを入れないこと。



組み方を変えないこと。



色を変えないこと。



他の要素を重ねないこと。



傾けないこと。



バランスを変えないこと。



シャドウを付けないこと。



ロゴタイプを変えないこと。



字間・行間を変えないこと。



濃い地色を敷かないこと。



罫や地色で囲まないこと。



縁取りやぼかしを付けないこと。



新潟市健幸づくり応援食品 認定食品マークについて

「握りこぶしを上げる人」は認定食品マークのコンセプトである、

「健康な身体であり続けること」を象徴しています。

そして、新潟市の頭文字「N」に見立てることで、

新潟市が認める「証」であることを表しています。

認定食品マークを使用する際には、次の各事項にご留意ください。

商標法に基づく所要の届出を済ませていますので、
使用者が認定食品マークを自己のものとして
商標または意匠として使用(登録)することはできません。

認定食品マークを使用(表示)していただくことは、
当該商品の品質やサービスの内容などを保証することを目的とするものではありませんが、
使用にあたっては新潟市健幸づくり応援食品のイメージアップが図られるよう、品質や内容などの向上に努めてください。

次の場合は、認定食品マークを使用することができません。

- ① 新潟市健幸づくり応援食品の品位や信用を傷つけ、又はイメージを損なうおそれがあるとき。
- ② 特定の個人、団体等の売名に利用する、又は利用されるおそれがあるとき。
- ③ 使用者本人のロゴマーク等、商標又は意匠として使用する、又は使用されるおそれがあるとき。
- ④ 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- ⑤ 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものが使用する、
又は使用するおそれがあるとき。
- ⑥ 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。 等

認定食品マークは、新潟市長から認定を受けた場合に限り使用することができます。
認定対象や要件等については、以下にお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市 農林水産部 ニューフードバレー特区課
TEL.025-226-1864 FAX.025-230-0423 URL.<http://www.city.niigata.lg.jp>

カラーシステム

COLOR SYSTEM

独自性を際立たせるために、特定の色を限定し、固有の色として使用されるのがカラーシステムです。認定食品マークは1つの色のみで構成されています。使用については、必ず下記に表示した色指定を使用してください。

プロセス/C65%+Y95%

DIC/130第19版

PANTONE/361



イレギュラー

商品パッケージ以外の販促物制作等における単色使用の場合 色ベタ/100%

※商品パッケージ以外へのマークの使用については、必ず事前に市に相談してください。



認定食品マーク 1

CERTIFICATION MARKS

認定食品マークは新潟市健幸づくり応援食品認定制度の核となる要素であるため、あらゆる視覚コミュニケーションの場で常に正しい形状で表現されなければなりません。パッケージなどには必ずこのメインタイプを表示してください。

